令和元年６月18日

高齢層職員の昇給・昇格制度の改正について（提案）

１　提案理由

平成24年人事院勧告において、55歳超え職員についての標準の成績での昇給停止措置及び高位の号給から昇格した場合の俸給月額の増加額縮減措置の勧告がなされ、国家公務員の昇格制度改正は平成25年1月から、昇給抑制措置については、平成26年1月から実施されている。

　本府においても、人事委員会の意見や国、他の都道府県での実施状況等も踏まえ検討を行ってきたところであるが、今般、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、次のとおり改正する。

２　改正内容

　【昇給制度】

　　55歳（定年が年齢65年である職員にあっては、57歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員について、昇給号給数を「０」とする。

 なお、初任給決定の前歴調整においても同様の取扱いとする。

　【昇格制度】

国の昇格時（降格時）号給対応表を踏まえ、最高号給を含む高位の号給（最高号給を含む上位17号給）から昇格した場合の号給について、給料月額の増加額を縮減する。

３　実施時期

令和２年１月１日

４　協議期限

　　　令和元年７月16日